

令和2年度東京都食品安全審議会第1回部会 議事概要

- 1 日程 令和2年5月29日から令和2年6月11日まで
- 2 開催方法 書面開催
- 3 議事概要 議題について、以下の通り意見があった。なお意見に対する回答は、第2回部会において提示する。

資料	内容	頂いたご意見
資料2 東京都食品安全推進計画の改定について	東京都GAP認証の推進	<p>GLOBAL G. A. P.、ASIAGAP、JGAPさえも知名度が高くない中で、東京都GAPを展開するのは、難しいのではないかと懸念されています。ASIAGAPやJGAPを推奨するか、東京都GAPを推進するならば、ASIAGAPやJGAPにないメリットを明確に示す、或いは今後の知名度向上施策を明らかにすべきと考えます。</p> <p>東京都GAP認証の推進はこれまでの取組もあるので進めてもらいたい。東京2020組織委員会の調達基準を満たしていることから、東京農業のアピールにもなり、取り組んだ方にインセンティブが働くよう都民に広く知られて選ばれるように育ててもらいたい。</p>
	HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進	<p>「自主管理認証制度」の廃止が決まったようですが、当該制度が、HACCP制度化に対して欠けているのは、重要管理点ポイントの管理だけであり、食品衛生法施行規則別表18のHACCPの7原則に沿った衛生管理を作成しさえすれば、「HACCPに基づく衛生管理」に対応できると思います。</p> <p>認証制度は廃止になっても、HACCP制度化における監視指導の効率化にはつなげていただきたいと願います。</p> <p>また、3/5の監視指導に関する告示の改正や、6/1の監視指導の通知にもあるように、当面は指導が中心の監視指導になること、また手引書がない業種に対して、監視指導員の助言が重要になること、などを踏まえた、監視指導計画の作成と食品衛生監視員の増員・育成が重要であると考えます。</p> <p>新型コロナ流行に伴い、HACCP導入の支援策が滞っているのではないかと懸念します。</p> <p>一方、コロナ流行によって、零細事業者も衛生管理が徹底できなければ営業を継続できない等の現実に直面し、取り組まざるをえない状況にあるのではと察します。現在の推進状況はいかがでしょうか。</p> <p>また、各事業団体が策定している手引書にコロナ対策が反映されることはあるでしょうか。</p> <p>国際基準であるHACCP導入支援と周知は力を入れられてきたこともあり、今後も定着の推進に向けて力を入れていただけることを期待している。</p> <p>HACCP導入支援に新たに設定された「食品衛生法改正により制度化された「HACCPに沿った衛生管理」の取組みの導入・定着を推進する事業を追加する。」について、これまではセミナーや研修会で啓発が行われてきたところだと思えますが、現状としてこれら開催が難しくなっており、オンライン開催など新しい手法も検討していただいて啓発をお願いします。</p>
	多様化する食提供主体の衛生管理向上への取組の推進	<p>「多様化する食提供主体」には、「福祉等を目的とし、食事提供する」ものや宅配に言及されていますが、特に、三鷹市の子ども食堂で5/26にウエルシュ菌食中毒(60名)が発生した件に関して、子ども食堂やフードバンクは、監視指導を厳しくする方向ではなく、設備投資支援（冷蔵・冷凍設備）や専門家派遣等の支援といったことをご検討頂き、健全な発展を支援するような施策を期待しています。</p> <p>例えば、「子ども食堂」。</p> <p>法の規制対象外とはいえ、善意の食事提供や弁当で食中毒等を起こしては活動そのものに影響してしまいます。</p> <p>子ども食堂、または子ども食堂の支援に取り組むNPO法人むすびえにヒアリングはされていますか？具体的にどのような点で困っているのでしょうか？</p> <p>・コロナ禍の中で、テイクアウトやこども食堂の食中毒がここ数カ月で相次いでおり、新しい業態の参入により食中毒等のリスクが懸念される場所であり、衛生管理の取組の推進をきめ細やかに進めてもらいたい。特に新規参入のテイクアウトについては、消費者がすぐに食べるように消費期限や注意喚起など情報が確実に伝わるような指導をしていただきたい。</p> <p>・「福祉等を目的とした食事提供形態の衛生管理取組支援」で、テイクアウトが広がる中で食中毒が相次いでおり、丁寧な指導をお願いします。</p>

資料	内容	頂いたご意見
		<p>新規に「テイクアウト、出前等を新規に始める事業者支援」とありますが、これはテイクアウト専門事業者のことでしょうか。飲食店でも新規に出前を始める事業者がおります。施設や取り扱いがテイクアウトに対応したものになっておらず、夏日に店頭に並んでいたたりするのを見ると心配になります。また、商店街などで場所をうつして別の人が販売する場合は表示が必要となりますが、表示はされていません。また、出前専用事業者の取り扱いをどうするのか、こちらの支援もお願いします。</p> <p>テイクアウトや出前なども今後、需要が増えることを見込まれることから賛成いたします。</p>
	健康食品対策	<p>健康食品は、現状、許可・届出のいずれでもないですが、今後は届出対象でありかつ、健康被害発生時の届出の義務等、大きく変わると考えられます。加えて、手引書については、「HACCPに基づく衛生管理」の手引書しかないため、すべてはコーデックスHACCPの実施が求められます。健康食品事業者には、特に丁寧な対応が必要と思います。監視指導での苦情の状況及び対応内容確認、自治体への苦情情報の提供等、健康食品の監視指導を行う監視員には、他にはない力量が求められます。国とタイアップした力量向上施策が求められると思います。</p>
	訪都・在外国人への情報発信	<p>訪都・在都外国人（従事者を含む）に法制度の理解を促し、調査や指導が円滑に実施することがあげられている。外国人向け情報の発信もこれまで以上に取り組みを進めてもらいたい。</p>
	食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進	<p>リスクコミュニケーションには、事業者も大きな役割を果たしています。消費者や学校給食等とのリスクミが中心のように思えますが、事業者や流通業者とのリスクコミュニケーションも積極的に行っていただきたいと思います。</p>
	総合的な食物アレルギー対策の推進	<p>アレルギーの交差接触の防止指導の前に、アレルギー対策の重要性を事業者に十分理解してもらうための施策が必要と思います。また、注意喚起表示をしても、食中毒が起これば事業者責任になることを伝え（チョコレートの場合）、安易に注意喚起表示に逃げないように指導していただきたいと思います。</p>
	その他	<p>2020年は新型コロナウイルスのパンデミックにより世界中の人々の暮らしに影響が出ています。東京都ではウイズ・コロナという新しい生活様式を都民が構築するためにも東京都食品安全推進計画の改定は有効なものにする必要があると思います。</p> <p>改正の方向性（案）には、食中毒防止、食物アレルギー患者の高止まり、高齢化のさらなる進展など食の安全を取り巻く状況と国の動向などを踏まえた課題が施策に盛り込まれていることから方向性は良いと思います。</p>
<p>資料3 東京都食品安全推進計画基本施策の実績及び次期計画に向けた考え方（案）</p> <p>※重点施策に係るご意見については、資料2に併せて掲載</p>	<p>1. 東京都エコ農産物認証制度</p> <p>5. 食品衛生推進員制度の活用 及び6. 食品衛生自治指導員制度について</p> <p>10. 事業者に対する講習会等の開催</p>	<p>東京都エコ農産物認証制度を継続するのであれば、25%・50%といった区分の分かりにくさに対する改善もご検討いただき、普及活動とともに、知名度向上施策も強化すべきと思います。</p> <p>監視指導、特に「HACCPに沿った衛生管理」の指導にご協力いただけるとありがたいと思います。一方、手引書がない業種への助言は監視指導員の責務と捉えられ（6/1 Q&Aより）、食品衛生監視員、食品衛生推進員、食品衛生自治指導員の責任と権限の明確化が、より一層求められると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HACCPの制度化も十分に周知されていない。HACCP制度化の普及に関する取り組み強化が望まれます。（3/27改訂の農水省「HACCPに沿った衛生管理の導入状況」では、従業員0～4人の事業者で、導入予定なし+HACCP知らないが64%、従業員数5～9人の事業者では、同43%となっている。残り1年であり、更なる普及を図る必要がある） ・ 新規届出制度の、八百屋や小分け業などの販売業、粉体製造等への指導・助言、また、届出業種かどうか分からない人や、どの届出業種に当たるか分からない人たちのための、相談窓口の設置が必要と思います。 ・ 器具・容器包装のポジティブリスト制で、どんな情報を入力すべきか分からない事業者も多いと推定されます。 ・ リコール情報の届出制度も、その制度の詳細は伝わっていないと思います。

資料	内容	頂いたご意見
	25. 食品等のリコール情報の報告制度の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総理大臣や厚労大臣への報告の際のクラス分けについては、十分な指導とミスがない分類を期待しています。 ・ 特に、クラスⅢで、毛髪等の軽度の異物や異風味等の品質問題等、健康に影響がないものまでクラスⅢに分類されると、その後の回収判断の判例となる可能性があります。同様な状況は全てリコールということになります。クラスⅢの判定は慎重に願いたいと思います。 ・ 消費者庁のクラス分けが明らかではないと思います。健康危害がないもの（原料原産地表示等）まで、報告の対象としないよう、指導を希望いたします。
	25及び26	食品等のリコール情報の報告制度の運用、新たな表示制度による適正表示の推進も、消費者に関わることなのでわかりやすいパンフレットなどの作成をお願いします。
	26. 新たな表示制度による適正表示の推進	<p>新たな表示制度による適正表示の推進について新設することに賛成いたします。</p> <p>消費生活相談には、健康食品「お試しのつもりが定期購入だった」という相談が増えています。国と連携して不当な表示を取り締まることが必要だと思います。</p>
	38. 都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確保	東京都消費生活条例条例8条に基づく申出は過去にどれくらいあるのでしょうか。申出の様式は、書面によるものですか？メールなどの方法でも可能でしょうか？例えば、東京くらしWEBの「悪質事業者通報サイト」はそれに当たるのでしょうか？
	43. 食品安全に係わる人材の計画的な育成	中小企業への監視指導は、当面、HACCPの制度化への指導の要素が強くなっていきます。業態ごとに力量ある指導者・専門家育成が極めて重要と考えます。
資料4 令和元年度第2回東京都食品安全審議会における主な質問・意見	全般	質問・意見では、次期計画に反映することを求めたものがあります。また、今後検討していく、という事務局のご説明がありました。できれば、一覧に1列加え、反映させた施策（番号）を加筆していただくと部会、審議会の議論にいかせると思います。ご検討ください。
	その他	適切な事務局対応をありがとうございます。カンピロバクターについて、「鶏肉については、豚肉や牛肉と同様に何らかの規格基準をつくれなにか国に対して要望している状況にある」ということで、引き続きよろしくをお願いします。
資料5 東京都食品安全推進計画改定までのスケジュール（案）	開催方法	部会につきまして、今回は書面会議でしたが、オンライン会議などの検討もお願いします。
	スケジュール	<p>新型コロナウイルス感染防止の観点から部会、審議会の実開催が制限されると思いますが、2021年に次期計画をスタートさせるには、このスケジュールで行くしかないと考えます。</p> <p>パブコメ募集に関しては、広く都民に周知してなるべく多くの意見が集まるよう工夫していただきたいです。</p>
	その他	7月までに3回の部会の開催は異論はありませんが、資料3の「東京都食品安全推進計画」の項目が47あり、あまりに多すぎると思います。食品衛生法改正、オリンピック対応、コロナ対応、表示対応、食ロス対応等環境問題、ASF問題への対応など、新しいことが目白押しであり、もっと大胆なスクラップアンドビルドが必要と考えます。特に監視指導員の業務には、重点化や外注化の検討が必要と考えます。